

氏名	柳 政勲				
学位の種類	博士（文学）				
学位記番号	博 甲 第 7611 号				
学位授与年月日	平成 28 年 3 月 25 日				
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当				
審査研究科	人文社会科学研究科				
学位論文題目	近代日本の怪談研究 —明治期幽霊譚をジェンダー、戦争、植民地主義の視座から読み直す—				
主査	筑波大学	教授	博士（文学）	青柳 悦子	
副査	筑波大学	准教授	博士（学術）	加藤 百合	
副査	筑波大学	准教授	博士（文学）	吉原 ゆかり	
副査	筑波大学	准教授	博士（学術）	平石 典子	
副査	イリノイ大学	准教授	Ph.D.（文学）	ロバート・ティアニー	

論文の要旨

本論文は、近代日本の怪談、特に明治期の幽霊譚を対象として、前近代の幽霊譚を引き継ぎつつも、時代的要請との複雑な交渉過程を通してそれを変形・変容させても来た明治期幽霊譚の特性を明らかにし、そこに内在している近代的な欲望や政治的な意図について探索を試みるものである。

本論文の構成は以下のとおりである。

序章

- 第 1 章 近代日本における累伝説の変容—累伝説における女性嫌悪の系譜と変容
- 第 2 章 幸田露伴「対髑髏」における明治の女幽霊—古典からの影響と明治の女性嫌悪
- 第 3 章 日露戦争と怪談—夏目漱石「琴のそら音」を中心に
- 第 4 章 近代日本の船幽霊—鬱憤の表象から帝国の武器へ
- 第 5 章 近代日本における朝鮮関連怪談—金玉均と閔妃の幽霊譚を中心に

結章

序章では、明治期に怪談・幽霊に関する言説が変化していく推移を簡略に述べた後、本論文が明治期の文学作品およびその他のさまざまなテキストにおける幽霊譚を研究対象として、戦争、植民地拡大およびジェンダーと怪談との関係の解明を目的とするものであることが説明される。また本論文の特徴が、明治期の幽霊譚の特性を考証するために、その系譜に属する同類の江戸文学との比較検証を行う点と、西洋からもたらされた科学思想と旧来の怪奇現象を信じる心性との相克を刻印したものとして明治期幽霊譚を捉える視点に立つ点にあることが述べられる。

第1章および第2章では、前近代から明治期にかけての怪談で、多くの場合怪奇現象の原因が女性に由来するとされていることに注目し、三遊亭円朝の『真景累ヶ淵』（1888年）と幸田露伴「対髑髏」（1890年）での女幽霊の描かれ方について、前近代からの系譜と対照しながら、ジェンダーの側面に焦点を当てて考察する。

第1章は、『伊達競阿国戯場』（1778年）や『新累解脱物語』（1807年）など、累伝説に由来する江戸期作品における、怪奇現象をもたらす女性（累）表象の変遷を追跡したうえで、明治の『真景累ヶ淵』では累に相当する女性（豊志賀）が「神経症を持つ病者」として描かれており、彼女の女性性が近代的医学用語（「神経病」）を用いて病理化されていることを確認する。

第2章では、幸田露伴「対髑髏」のヒロインお妙が、遺伝によるハンセン病患者として描かれていることに注目し、病のために醜くなったことが原因で男の恋を失ったのではなく、彼女の病と醜が、男の愛を拒否し男を翻弄した結果の「天刑」であるとされていることを確認して、この作品が恋を拒んだ女が罰を受けて醜くなるという「小野小町衰老落魄譚」の一変奏であることを立証する。

第3章と第4章では、大量の死者を出した日露戦争期に怪談が隆盛し文学作品に取り入れられた事実注目しつつ、国家意識と戦時の死者をめぐる怪談との諸関係を明らかにする。

第3章では、夏目漱石の「琴のそら音」（1905年）および「趣味の遺伝」（1906年）を取りあげ、漱石が井上円朝『牡丹灯籠』や、シェイクスピア『マクベス』などの怪奇譚の性格をもつ作品の要素を作品に組み入れていることを確認しながら、近代知と怪談、および日露戦争と怪談の関係について論じる。「琴のそら音」で描かれる怪奇現象と、それに対する近代的知識人の反発のあり方の裏に、日露戦争という時代の不安があることを観察する。また、日露戦争の前後には近代の知が迷信をも科学の範疇に包含しようとする傾向が強く見られたが、本作品においては、科学ですべてを説明しようとする潮流への抵抗が表現されていることを確認する。

第4章では、日本による台湾植民地化の想像的前史を描く『怪談百物語 船幽霊』（1917年）を、近世以降受け継がれてきた船幽霊物語の系譜のなかに位置づける。かつては平家の死者を典型とする歴史の敗者ないしは被害者として表象された船幽霊であるが、『怪談百物語 船幽霊』の船幽霊は、日本の海賊船が光学テクノロジーを用いて発生させる幻影であり、台湾先住者を制圧するための技術である。この作品において、幽霊が日本の軍国主義・植民地支配の道具とされ、侵略を行う側、加害者の側のからくりとして利用されていくさまを証明する。

日露戦争を起点として日本の帝国化が加速化される中、植民地を背景にした幽霊譚は、日本の政治的な意図と深く関わって語られたという視点は、次の第5章においても貫かれている。

第5章では、金玉均と閔妃という実在の重要人物が幽霊として登場する種々の幽霊譚（東海散士『佳人之奇遇』（1885-1897年）を含む）を発掘するとともに、怪談という文化装置を介して朝鮮と日本との関係が序列化される様相を明らかにする。特徴的な事例として、男性であり親日的な金玉均（1851-94年）が日本人と肩を並べる文明人として描かれる一方、女性で日本勢力と対抗した閔妃（1851-95年）が朝鮮の野蛮を代弁する人物として描かれたことを確認する。さらに金玉均の幽霊が、支援者であった頭山満（1855-1944年）という日本人有力者と対比される場合に、植民地朝鮮の被支配状態を体現する弱者として、女性ジェンダー特性を付与されるなど、帝国の拡大の動きに伴った歪んだ表象が現れることに着目する。

結章では、近代日本の怪談、特に明治期幽霊譚は、前近代のそれとの延長線上にありつつも、当時の政治文化的な状況から様々な形で変容されてきたことを総括的に捉え、各章の分析が、本論文で主眼とするジェンダー、戦争、植民地主義という視座とどのように絡み合っているのかを改めて確認する。最後に本論文の研究方向から考えられる今後の研究課題を提示する。

審査の要旨

1 批評

明治期幽霊譚をジェンダーという視座から分析する第1章および第2章、戦争に関連して大量死が発生した日露戦争期における国家意識と怪談との関係を問う第3章、植民地支配において幽霊譚が政治的に利用されるさまを解析した第4章および第5章で構成される本論文は、明治期日本において幽霊譚が有した社会的・文化的意義を複数の角度から解析することに成功している。

特筆されるべき成果としては以下を指摘できる。第一に、学術研究に植民地朝鮮・台湾に関係する怪奇譚という新たな研究材料を提供し、植民地状況下における怪談・幽霊譚の政治利用を問うことによって、怪談研究の新領域を開発したことが指摘できる(第4章、第5章)。著者は、綿密で周到な資料調査を通して、関妃や金玉均が登場する幽霊譚を独自に発見しており、関妃・金玉均をめぐる怪談についてのまとまった研究は、本論文が最初のものとなる。韓国側での関妃・金玉均関連怪談と、日本の怪談における関妃・金玉均の表象とを比較対照することで、韓国における怪談文化と日本におけるそれとの比較研究に成功している点も高く評価できる。また、朝鮮半島の政治情勢に深く関与した柴四朗(1853-1922年)が東海散士の筆名で発表した『佳人之奇遇』八篇卷十六(1897年)に金玉均の幽霊が登場するエピソードがあることに着目してこの作品の歴史的意義に新たな光を当てたばかりでなく、同時代の新聞報道や今まで注目されてこなかった文学作品を通じて、金玉均をめぐる幽霊譚群を文化的表象の一つの文脈として提示することにも本論文は成功している。

第二に、翻案改作研究(アダプテーション・スタディーズ)として、手堅い論考となっている点が評価できる。第1章では累伝説とそれから派生した江戸期の文化作品および『真景累ヶ淵』、第2章では小野小町伝説と「対髑髏」、第3章では『剪灯新話』「牡丹灯記」の翻案である『牡丹灯籠』と「琴のそら音」、第4章では前近代の船幽霊と『怪談百物語 船幽霊』とについて、近代以前から引き継がれてきた怪談が、明治においてどのように変容したのかを問い、その背後に働く社会的文化的力学を明らかにしている。

第三に、日本において受け継がれてきた文化伝統と西洋由来の新知識とのあいだの衝突と交渉が起きた場として明治の怪談を捉え、前時代から変容を加えつつ継承した怪談を、近代化プロセスにおける文化全般の変化の重要な一要素として位置付けることに成功している。

以上のように、本論文は力作ではあるが、問題がないわけではない。テキストの分析においては具体的かつ精緻である一方、ジェンダーや植民地主義について思考するための理論的基盤に脆弱さがうかがわれるほか、やや緻密さに欠ける概念的構図の援用が散見されるなどの点において、課題が残っている。

とはいえ、このような課題への取り組みは著者の今後の研鑽に託するところのものであり、明治期日本における怪談の特性をアダプテーション・スタディーズの視点から新たに解明し、日本の植民地主義と怪談との関係についてこれまでにない知見を加えた本論文が達成した成果は優れたものであると判断される。

2 最終試験

平成28年1月22日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。